

わがまちの“憲法”を考える市民会議

中間報告書

- 論点整理を中心として -

平成16年11月8日

わがまちの“憲法”を考える市民会議

中間報告にあたって

5月20日に委嘱状をいただいてから、5か月あまりが経過いたしました。この間、別稿に記すように8回の全体会議と4つの分散会・分科会に分かれての数度の討議を重ねて参りましたが、その概要は次のようなものでした。

- 第1段階 第1回の市民会議で示された「わがまちの“憲法”を考える市民会議の設置について」の趣旨を踏まえて、24人の委員が「市民会議に期待すること」「自治基本条例について考えること」「必要とする資料」等を記入・発表し、各委員の問題意識を出しあいながら、「自治を考える上での今日的課題」と「自治基本条例について考えること」として整理する。(1・2回)
- 第2段階 上の「課題」や「自治基本条例」について認識を広め・深めるために「飯田市の自治の検証(その1～3)」「他の“自治基本条例に学ぶ”」等のテーマで委員や行政関係者で報告しあう。(3・4・5回)
- 第3段階 これまでの議論をできるだけ委員一人ひとりのものにすると同時に、発言の機会も増える分散会(4分散会)で、「飯田市の自治の現状と課題及び条文構成」というテーマで話しあう。(6・7回)
- 第4段階 分散会で出された意見を集約し、条文構成も意識しながら、分散会と同一メンバーの分科会討議に付す。分担はA：行政、B：前文と総則、C：市民、D：議会であった。(8回及び各分科会は3～5回開催)
- 第5段階 分科会討議を集約し、もう一度各分科会で確認して中間報告の体裁とする。(9・10回、2回の拡大運営会議)

こうやって振り返ってみても、行きつ戻りつの議論で、注いだエネルギーの量に比例した成果を得たという確信は持てませんが、この時点でこれまでの議論を整理し、これからの土台づくりとすべく「中間報告書」をとりまとめました。市政も新たな段階を迎えましたので、ここに中間報告書を提出し、今後の進め方等のご示唆をいただければ幸いです。

目次

1 . 前文について	1
2 . 総則について	4
2-1 目的	4
2-2 用語の定義	5
2-3 見直し規定	8
3 . 自治の基本原則	9
4 . 市民に関すること	11
4-1 市民の権利	11
4-2 市民の責務	12
4-3 コミュニティ	13
4-4 市民参加	15
4-5 企業・事業者	16
5 . 議会に関すること	17
5-1 議会の情報公開と説明責任	17
5-2 市民参加と議会	18
5-3 議会と市長との関係	19
5-4 議会の運営	20
5-5 議員の役割と責任	21
6 . 市・行政に関すること	22
6-1 市の責務	22
6-2 市長の責務	25
6-3 市職員の責務	26
6-4 行政運営	27
6-4-1 総合計画（基本構想・基本計画）	27
6-4-2 行政評価	28
6-4-3 情報共有の原則	29
6-4-4 説明責任	30
6-5 財政運営の原則	31
6-5-1 財政状況の公表	31
6-5-2 財産管理	32
7 . その他	33
7-1 住民投票制度	33
8 . 中間報告総括表	35
9 . 残された課題	39

参考資料

1 . 議会議案検討委員会の論議から	40
2 . 市民会議の設置について	41
3 . 市民会議の開催経過とその概要	45
(1) 市民会議の歩み	45
(2) 市民会議の概要（ホームページ掲載文）	46

1 前文について

論点整理

- 1 . 飯田市の概要、すなわち飯田市の位置や環境に関して、市民にひろく認識されている状況を記述する。端的に、かつ特徴を的確に捉えた記述を。
- 2 . これまでの飯田市における施策やその目指してきたところについて、普遍的な価値として継承すべき部分は、貴重な成果として記述する。
- 3 . 飯田市における地域自治を考えるにあたって現在直面している課題についても書き加える。市の抱える課題、より広域にわたる問題、現代特有の課題などを記述する。
- 4 . 課題を解決して行くため、飯田市の自治をよりよいものとするために、目指してゆく道を記述する。
- 5 . 1 ~ 4 を認識し、そのうえにたって自治基本条例を定めるという旨を記述する。

論点整理のポイント（キーワード等）

1 について

- ・ 飯田市がどういう位置、環境にあるかということに関して、市民自身の認識を示すものにする。

2 について

- ・ 飯田市がこれまで重視してきた価値とはどういったものか。それが目に見える形で表れている施策や、市民の手による取り組みは何か。

3 について

- ・ 分権社会の到来。地域のことは地域で、という意識の広がり。
- ・ 「縦割り行政」からの脱却、地域を捉える総合的な視点の必要性。
- ・ コミュニティが希薄化しているという意識（危機感）から出発する。
- ・ 情報が共有されていない、という意識。

4 について

- ・ 年齢・性別・障害の有無などに関係なく、すべての市民が参加できるような条件整備。
- ・ 参加のしかたが様々あることを認識し、その多様性を保障する。
- ・ 市民・議会・行政のパートナーシップのあり方。

- ・地域の自律、個の自律のあり方を考える。

5 について

- ・「市民が主役である」ということ。
- ・基本原則を端的に前文の中で示し、以下の規定できちんと述べるか、簡単に締めるか。

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

1 について

- ・飯田下伊那の中の飯田市の「位置」、中心都市としての立場なども検証すべき。（直接に記述する・しないにかかわらず、意識としては踏まえておくべき）

2 について

- ・都市宣言や市民憲章などとの整合性をはかりたい。
- ・飯田市における合併の歴史と、支所・公民館の姿は特徴的だと思う。各支所、公民館が、分散・独立して存在し、それぞれの地区で特徴のある自治を目指してきた。住民の活動を身近なところで支援する姿勢をとってきた。他の合併事例に比較して特徴的であり、自治という観点に照らしても意義がある。
- ・現在の第4次基本構想で「環境文化都市」を謳っていることにも端的に示されているように、経済性・効率性という価値基準だけでは測れないことに価値を認め、大切にしてきた。「環境」や「文化」や「自治」など。ただしそれは「経済」を軽視したという意味ではない。

3 について

- ・数多くある課題の中から、議論を経て、とくに自治に関する課題を抽出する必要がある。分野ごとの課題を挙げるとキリがないしこの条例の趣旨には沿わない。
- ・「地方分権」とともに「地域内分権」についても考える必要がある。
- ・国の財政の危機、少子高齢化社会がますます進むことが予想される。
- ・2000年の「地方分権一括法」により行政のしくみが中央集権から地方分権へと変わった。
- ・地域や個人にも主権者としての自覚が求められている。

4 について

- ・市民参加のルールを設定し、参加の多様性を保障する。
- ・地域の側からみた地方自治のあり方を探る必要がある。地域の自律・個の自律を確保すること。
- ・「協働」という言葉を謳いこみたい。「パートナーシップ」＝「協働」か？

- ・男女共同参画の意識を入れていきたい。
- ・市民みんなが力をあわせ、安心して心豊かに生活できるまちをみざしたい。

5 について

- ・市民・議会・行政がそれぞれ主体的に地方自治に関わるためのルールとして定める。
- ・最高規範性をもつものとして、前文か総則で謳うべき。

2 総則について

2 - 1 目的

論点整理

- 1 . 市民主体による自治の実現を企図し、そのための市民・行政・議会の役割について明らかにする。
- 2 . 自治の基本理念を定めるものである。
- 3 . 市の条例において最高規範性をもつ。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 何のための条例か。なぜこの条例が必要なのか。
- ・ 最高規範性をもつことを明文で規定するか。
- ・ 前文との兼ね合い。

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 最高規範性を明文化したとしても、そもそも基本条例がもつべき性格と考え合わせて、特に問題はないと思う。自治の原点としての位置づけをはっきりさせるためにも明文化すべき。

2 - 2 用語の定義

論点整理

1. 定義が必要と考えられる語

- (1) 市民
- (2) 参画
- (3) 協働
- (4) コミュニティ

2. 定義を明文化しなくとも、今後議論と概念の共有がとくに必要と考えられる語

- (5) 自治
- (6) 責任、責務、義務、説明責任

(1) 市民

論点整理のポイント(キーワード等)

- ・市民とは何か。
地域活動への参加機会を保障される / 情報を受け取り共有する権利をもつ / 自主的な参加意識が求められる / 自治・地域づくりの主体 / 地域自治の結果 = 「よいまち」を受け取る権利をもつ / ...
- ・市民とは誰か、どこまでを含めるか。
住む人 / 働く人 / 学ぶ人 / 土地所有者 / 事業者 / 企業 / 学校法人 / 観光客 / 往来者 /
- ・「市民」と「企業」などを区別して考えたほうがよいかどうか

市民会議の個別意見(飯田市の自治の課題)

- ・条例では「市民」に統一するべき。
- ・権利を得る「市民」と責務をもつ「市民」とが同じとは限らない。議論の余地がある。
- ・「市民」と「企業」(事業者)とを同等に扱う必要がある
- ・「企業」は市内で事業を営むものに限定するのでよいかと思う。
- ・「地域活動」をどう捉えるのかによって、そこに参加する「市民」の姿も変わってくる。
- ・まず様々な場合を想定したうえで「市民」の語を定義し、それに応じて必要があれば「企業」の意味なども議論していくべき。
- ・個々の市民が参加しないからといって、それによって不利益を被ることがあってはならない。

(2) 参画

論点整理のポイント(キーワード等)

- ・「計画に加わる」(「参画」の辞書的な意味)とはどういうことが政策立案 / 議論 / 実施 / 評価...
- ・参加の多様性を保障するためにどうすればいいか

市民会議の個別意見(飯田市の自治の課題)

- ・ニセコ町の事例も参照して、「参加」の多様な形態を想定し、それらを包括的に許容する概念として「参加」を定義づける必要がある
- ・参加それじたいは権利であって責務ではないのではないか
- ・「政策」という言葉を使うと、行政を対象にしているイメージを持つ。いろいろな活動レベル、実施主体レベルがあるので「政策」では限定的に過ぎる。
- ・政策立案や実施にとどまらず評価に至るまで参加することが大切である。

(3) 協働

論点整理のポイント(キーワード等)

- ・協働する主体は「誰と誰」か。
- ・「協働」が「押しつけ」にならないためには。

市民会議の個別意見(飯田市の自治の課題)

- ・協働といっても、行政のやるべきことを市民に押し付けているだけではないのか。
- ・「協働」という言葉を使って謳いたいのは、市民と議会と行政とのパートナーシップ。
- ・課題や目的に応じて主体は変化するはずではないか
- ・自律した存在としての個人、団体、機関による「協働」が求められている。
- ・「参加」「参画」とセットにして「協働」を捉えることが必要。
- ・真に協働をするためには、互いを尊重する態度が不可欠。
- ・ともに働くだけでなく、「ともに考える」というプロセスを重視するべき。

(4) コミュニティ

論点整理のポイント(キーワード等)

- ・地域の包括性と個別性をどう含みこんでいくか
- ・個人と団体と地域との関係のあり方は。

市民会議の個別意見(飯田市の自治の課題)

- ・飯田市では支所と公民館が分散して独立してきたという経緯がある。これをどう「地域」や「コミュニティ」の捉え方に結びつけるか。
- ・地域といってもさまざまなレベルがある。市、支所、町内会、分館、隣組など。
- ・地域に様々なレベルがあるのは確か。その多様性を包括する概念として「地域」を用

いるか、多様な形態を細かく想定して条例を組み立てるかが議論のしどころ。

- ・「地域社会」を構成するものとして想定できるのは、地縁団体、目的団体、営利団体、その構成員個人などがある。
- ・「自律する」だけでなく各構成員が「交通する」場所として地域を捉えてみるのもおもしろい。ニセコ町の考え方などが参考になる。さまざまなレベルがあるというのは、交通の経路、距離の多様性を示す。

(5) 自治

論点整理のポイント(キーワード等)

- ・「自治」とは何か
- ・「市民活動」とは何か

市民会議の個別意見(飯田市の自治の課題)

- ・自治とは、地域のことは地域の手で行うという考え方であり、それにもとづき自らの手で動くことである。
- ・市民活動とは、自治会、公民館、各種団体、NPOなどによる、自由にして自治を担う活動の総称である。
- ・「市民活動」をどう捉えるかという議論は「市民」について議論する際に付随してくる。
- ・「市民」の多様性、「参加」の多様性を担保するために、「市民活動」の多様性も保障しておくことに意義があるのではないか。

(6) 責務、責任、説明責任、義務など

論点整理のポイント(キーワード等)

- ・「責務」「責任」の所在を条例で決めるにあたり、それがいったいどういう性質のものか、意見を共有しておくことが必要。

市民会議の個別意見(飯田市の自治の課題)

- ・「責務」とは「責任」と「義務」のことである
- ・市民は参加を「果たさねばならない」のか。参加は「つとめ」か。「権利」ではないか。
- ・参加の際のルールとして、守らなければならないことがあると捉えるべきではないか。
- ・「責任」を、大きく「説明責任(accountability)」と「応答責任(responsibility)」に分けて考えるべき。「説明責任」とは自らの行動(作為、不作為)を説明する責任であり、「応答責任」とは求められたことに対して応答する責任のこと。市や議会に求められるのは「説明責任」。もちろん市民への「応答責任」もあるが。一方市民に求められるのは「応答責任」ではないか。地域の課題に自らが応答する(反応する、動く)ことではないか。この区分をせずに安易に「責務」を定めるべきではない。

2 - 3 見直し規定

論点整理

- 1 . 見直し規定を設けるかどうか。
- 2 . 設ける場合、どのような規定とするか。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 時期を定めて再検討するかどうか
- ・ 見直しに当たっては住民投票を経るかどうか
- ・ 見直しの議決に当たっては、過半数議決とするか、多数議決とするか

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

3 自治の基本原則

論点整理

1. 市民の自己決定と自己責任
2. 地域自治の確立
3. 自治体としての自立と連携（補完性の原則）
4. 市民と議会や行政との信頼関係・パートナーシップの確立
 - ・ 多様な市民活動の活性化
 - ・ 参加・参画と協働
 - ・ 情報の発信・共有・創造
 - ・ 説明責任

注1) この項は、本条例の「要」ともなるところであるが、4つの分科会の中の1つで集中討議する形をとらずに、第5回会議で提示された「自治基本条例の掲載事項」(他市の事例を参考にして)の中の「3. 自治の基本原則 (1)参加・協働の原則 (2)情報共有の原則 (3)財政自治の原則 (4)対等協調の原則」を4つの分科会とも意識しながら論議してきたもので、未だ全体会で統合整理されていないものであるが、とりあえず拡大運営会議でとりまとめたものである。

注2) 日本国憲法や地方自治法等との整合性も吟味しなければならないところであるから、最終報告へ向けての大きな課題の一つである。

論点整理のポイント

(1)「自治の基本原則」に言及している「論点整理」の中のキーワード

論点整理	目次番号等	論点整理の中のキーワード	
自治の主体 ・ 市民 ・ 地域 ・ 市	2 - 1	目的	市民主体による自治の実現 自治:地域のことは地域の手で行うこと(個別意見) 住民自治の拡充を図る 市民の権利意識の自覚と向上発展を図る 市の自己決定、自己責任 市民が主役 住民投票
	2 - 2	用語の定義	
	4 - 3	コミュニティ	
	4 - 3	コミュニティ	
	6 - 1	市の責務	
	6 - 3	市職員の責務	
	7 - 1	住民投票制度	
参加 参画 協働	2 - 2	用語の定義	参画 協働 政策決定過程への市民参加 政策決定過程から参加するための、行政の責務と市民の意識改革 企業は社会参加をする必要がある 市民参加と議会 市民と行政の協働 一市民として、地域活動への積極的な参加を計画策定から市民参加を謳う(原則とする) 市民会議の設置を謳う。男女ひとしく市民公募する。
	4 - 1	市民の権利	
	4 - 4	市民参加	
	4 - 5	企業・事業者	
	5 - 2	市民参加と議会	
	6 - 1	市の責務	
	6 - 3	市職員の責務	
	6 -4-1	総合計画	
6 -4-1	総合計画		

情報共有	5 - 1	議会の情報公開と説明責任	議会の情報公開と説明責任
	6 -4-2	行政評価	行政評価システムを確立し、その結果を市民に公開し、行政の透明性を高める。
	6 -4-3	情報共有の原則	情報共有の原則(市民と行政と議会)：政策形成過程から
	6 -4-4	説明責任	説明責任
	6 - 5	財政運営の原則	財政状況の公表

(2)「第4次基本構想」で、直接関わる部分(自治と行政経営)を中心とした抜粋
一人ひとりが尊重し合う地域社会の実現

- ・人権尊重の推進
- ・男女共同参画社会の推進
- ・暮らしのなかの国際化への対応

市民と行政のパートナーシップの確立

- ・多様なコミュニティ活動の推進
- ・市民参加と協働の推進
- ・情報公開の推進と広報広聴の充実

地域間交流と連携の推進

- ・さまざまな地域や人々との交流の促進
- ・広域行政への対応

新しい行政運営の確立

- ・市民サービスの利便性の向上(窓口等)
- ・行財政の効率的運営
- ・職員資質の向上
- ・電子自治体の構築

4 市民に関すること

4 - 1 市民の権利に関すること

論点整理

- 1 . 市民の権利は行政が保障するものである。
- 2 . 政策決定過程への市民参加

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 市民の権利は、行政が保障するものである。
- ・ 政策決定過程が明確となるための情報公開
- ・ 市民と行政の相互理解

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 市民の権利・ニーズの多様性をどのように受け止めるか
- ・ 市民の権利と義務を明確にし、政策決定過程への市民の参加を規定する
- ・ 参加する権利と参加したくない権利をどう見極めるか
- ・ 権利と責務のアンバランスが目立ってきた
- ・ 市民の権利は行政が保障することになり、双方からの検討が必要である
- ・ 市民参加のための情報提供の在り方を明確にする必要がある
- ・ 地域における政策意志決定機関が不明瞭で、これは縦割り行政の弊害だ

4 - 2 市民の責務に関すること

論点整理

- 1．市民の責務は既に地方自治法等で網羅されている。
- 2．自律した市民としての自覚の元に責務を果たす。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・自律した市民としての自覚の元に責務を果たす
- ・条例・規則の遵守、選挙権の行使、環境保全の推進、コミュニティへの参加

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・納税の義務（滞納率）と社会的責務（行政と市民の役割）
- ・若年層を中心とした無関心層の動向（興味、人任せ、発言の場）
- ・義務が伴わない傾向がある

4 - 3 コミュニティに関すること

論点整理

1. 多種・多様な活動が育つコミュニティを目指す。
2. 住民自治の拡充を図る。
3. 市民の権利意識の自覚と向上発展を図る。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ コミュニティを地域と捉えるか、団体と捉えるか
- ・ 地域のとらえ方には「支所レベル」「町内会レベル」「隣組レベル」がある
- ・ 行政としてコミュニティにどう関わるか
- ・ 議会としてコミュニティにどう関わるか
- ・ 市民としてコミュニティにどう関わるか
- ・ 各種団体の考え方

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 自治会未加入(団体自治と住民自治の強化、地域の自立と個の自律)
- ・ 地域間格差、コミュニティ機能の低下、人材が育たない。
- ・ 自治が大切と分かっているながら、自治会に加入しない人たちがいる。
- ・ 自治会未加入、地域奉仕、人任せ、都市型と農村型の双方が認め合う
- ・ コミュニティといったときの規模は今までは自治会単位だった。もっと小さな単位で考えた方がよい。いわゆる日常生活圏の範囲。
- ・ 自治会が住民自治の担い手となっているか、これまで検証されていない。
- ・ 具体的な自治は地域の基盤が確立していないとなしえない。町内会レベルでの自律が基本である。自治会単位でしか見てこなかったところに欠陥があった。
- ・ 自治会が本来やるべきことが忘れられている（自治の混同、混在）。生活に身近な部分のことを、どこまで自分たちでやるか、自分たちで考えるときに来ている。
- ・ 自治会の抱える大きな問題として、組合未加入がある。組合加入は情報の共有化という点からも自治への第1歩である。未加入の理由にはいろいろあり、一概に問題とすることもできないところがある。組合加入率が低いと言うことは、自治会が地域を代表していないということになる。
- ・ 自治会費等負担金も地域によってアンバランスがある。このことが問題にならないと

ということが問題。

- ・コミュニティを考えると、任意のグループやNPOをどう考えるか。
- ・地域の横のつながりが希薄になってきている。団体間の連絡調整が不十分。
- ・形骸化している組織、団体があり、改革の必要性がある。
- ・同様の趣旨の各種団体が存在し、それぞれ活動内容が重複している面があり、積極的に役員となり活動したいという人材が不足している。
- ・本気になってやる地域は発展していく。これからは地域間の差がでてくる。
- ・若い世代や女性が地域活動に地域の意思決定に参加できない、参加したくないと思う背景を考える必要がある。物理的に時間が無いというわけではなさそう。
- ・NPOやボランティア等も含めた住民参加を盛り込む必要があるか

4 - 4 市民参加に関すること

論点整理

- 1 . 政策決定過程から参加するための、行政の責務と市民の意識改革
- 2 . 生活基盤の再認識と市民連帯の意識化を図る。
- 3 . 市民は、生活基盤である地域での諸活動への参加をとおして、市民自治の関心を高める必要がある。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・「市民参加」と「市民参画」
- ・政策決定過程への市民の参加
- ・参加の機会を保障する行政の責務
- ・参加の機会を前向きに捉えて、自主的に参加する意識を持つ市民の責務

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・市民の概念を広く捉える
- ・市民の権利と義務を明確にし、政策決定過程への市民の参加を規定する。
- ・地域の自律がないとまちづくりはできない。地域の自律の前提は「個」の自律にある。
- ・個の自律がないと形だけの市民参加になる。従って人づくりに力を入れるべきである。
- ・「市民参加」がキーワード。
- ・プロセスが大事。一般市民が参画していこうという意識をつくるべき。
- ・合意形成を得るためのシステムが不完全である。
- ・地域のことに関心を示さない人は、市民であっても住民とは言えないのではないか。
- ・民意の反映の仕方が曖昧(市民意識調査)
- ・住民投票の動き

4 - 5 企業（事業者）に関すること

論点整理

- 1．企業は社会参加をする必要がある。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・企業も地域づくりに関わっていく時代
- ・「住」で関わるか「職」で関わるか

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・地域における企業の位置付けを明確にし、企業の社会参加を促すことが必要な時代となった
- ・地域活動に対する理解を家庭だけでなく、企業としても持つ必要がある。人づくりにつながるこのことは、企業の社会的責任として捉えたい

5 議会に関すること

5 - 1 議会の情報公開と説明責任

論点整理

- 1 .議会は、必要な情報を積極的に市民に公開し、市民の市政に対する関心を深め、もって市民の市政への参加を促すと共に、説明責任を課すべきである。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・市民への情報提供と共有（判断材料）
- ・透明性の確保
- ・個人情報の保護

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・徹底した情報公開が必要である。
- ・議会は市民の代表機関として、積極的な情報公開に努める必要がある。

5 - 2 市民参加と議会

論点整理

- 1 . 市民を代表する議会は、その性格に鑑み市民参加を推進し、市民と協働してその活動の成果を上げる。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 市民との対話
- ・ 調整機能
- ・ 参加の機会・方法のルール化が必要

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 市民に開かれた議会運営に努める必要がある
- ・ 移動議会・議会報告会・住民と語る会や討論会(議会と住民)

5 - 3 議会と市長との関係

論点整理

- 1 . 選挙により、市民から選ばれた議員と市長は、市民の意志を的確に反映するために健全なる緊張関係を保たなければならない。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 二元代表制の再確認が必要
- ・ 市民の立場に立っての批判と監視
- ・ 議決事項の追加により行政チェックを充実させる必要がある

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 自治体のコーディネート機能のチェック（自治基本条例によるチェック）
- ・ 行政のチェックは議会が行うという考え方に疑問符がつき始めた

5 - 4 議会の運営

論点整理

- 1 . 議会の使命は、具体的施策を最終的に決定することと、行財政の運営や事業実施を監視することである。
- 2 . 議会は、地方公共団体の意思決定機関であることを認識し、法律を遵守し、公正、公平、効果的に民主的な運営に努めなければならない。
- 3 . 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営を行うとともに、市民のための立法を行うなど政策提言、立案機能を強化する必要がある。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 条例制定権の拡充
- ・ 意思決定機関としての自覚
- ・ 議会と市民の協働のとらえ方

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 住民要望の把握と政策立案提言型議員をめざす責務。
- ・ 自治体の行政サービスは、協働型から市民執行へと移行する背景を認識する必要がある
- ・ 議会は規制的事業の意思決定機関として大変重要な役割を果たす。
- ・ 条例の制定権の拡大と自治体の意思決定をいかに担保出来るか

5 - 5 議員の役割と責任

論点整理

- 1 . 議員は、市民の声と心を代表し、代弁するだけの役割に終始するだけでなく、時には市民に訴え、時には指導して、その実現に積極的に努力することが大事である。
- 2 . 議員は、全体の代表者であり、奉仕者である。議員の一言一句は市民の意見であり、市民からの声であるべきである。よって、市民の声、市民の意思を把握するために市民の中に飛び込み、対話を重ねることに務めるべきである。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 人格と見識の向上
- ・ 二元代表制の再認識
- ・ 市民の声をいかにして政策へ反映させるか、その為に議員として市民の声を吸い上げる方法をルール化する

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 議員の存在感が試される
- ・ 議会からの住民アンケート
- ・ 議員は市民の代表者として、積極的に市民の意見を聴くことに務める必要がある

6 市・行政に関すること

6 - 1 市の責務

論点整理

1. 地方分権へ移行する過渡期のなかで、新たな変化を再認識し、従来の縦割り行政を見直し、国・県の補助金行政からの脱皮と、市の自己決定、自己責任をしっかりと捉える。
2. 市民と行政が協働し、地域で出来ることは地域で行い、行政もなすべきことは為し、「最小の経費で最大のサービス」を提供する。そのためには、行政サービスの第三者評価の導入と地域住民との合意形成が肝要。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・まちづくりの拠点として、支所と公民館が連携して市民活動を展開する。
- ・地方分権時代の地方自治体の役割を議論。
- ・中央集権から地方分権へ移行する過渡期。
- ・市民活動に地方分権時代の先取りをした先駆的な取り組みはあった。（公民館・自治会・地域自治組織の議論・NPO活動）その活動を市がどのように評価してきたのか。
- ・市の責務とは何か。

- ・大きな自治体と小さな自治体
- ・高度経済成長から低経済成長
- ・大量生産、大量消費、大量廃棄から資源循環型社会
- ・多様な市民ニーズ
- ・官と民との役割分担、民で出来ることは民で（市場化テストの導入）
- ・業務委託について（最小の費用で最大のサービス）

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・行政改革の議論と重なるがやらなければならない。その観点で言うと、機構改革の歴史、縦割りの弊害、補助金行政や、陳情行政から脱却し、創意工夫をする時代。この分科会は袪を脱いでやろう。
- ・公民館の専門職化と職員の専門性の観点から意見を言うと、教育行政はすぐれているが、公民館の専門職種でじっくり職務を遂行する必要がある。
- ・住民の中には、行政サービスは市がやるものとの考えが多いので、分権の理念である自己決定と自己責任の拡充と言っても、市にやらされるとの考えに慣れていない。

- ・分権化に関しては、機関委任事務で国から県へ移譲された事務が多く、市のレベルでは実感が湧かない。しかし、市は合併の旧町村単位に支所を配置し、地域の自治及び市民活動を振興してきており、現行制度を評価すべきである。
 - ・地域自治組織の検討に併せ、市も組織機構を見直すべきで、特に、縦割型を改めるべきである。
 - ・限られた財源を自分たちで知恵を出して使うことが理想である。
-
- ・支所が 13 支所あるが、職員が地域と連携し地域活動のサポート役を果たしている。地域も支所がよりどころとなっており、集中して支所の廃止も議論しなければならないが、分散も考えなければならない。
 - ・公民館は社会教育施設の一つ、社会教育行政と社会教育施設を分離してきたが、混在した。教育行政とは何か、一般行政と教育行政の線が引けるのかどうか、3 から 4 年くらいで職員が異動してしまう。地域課題を公民館がやることはどうか。職員の体制に問題がある。
 - ・公民館は教育委員会の傘下、公民館の人事を教育長がやってよい。
 - ・大きな流れの中で、社会教育推進論として、視野は狭くなっても深めていく、先生と言われるほどの馬鹿でなければならない。スペシャリストの配置。
 - ・自治公民館との考え方の中で、公民館活動は地域の人達が企画力をつけながら行うことで、独立性が保たれる。
 - ・公民館の歴史を考えると、青空公民館の歴史は、農業中心の農産物販売がテーマで、その後文化や体育に特化するが、自治会は世帯が単位であるが、公民館は個人が対象。
 - ・施設としての役割は、健康や文化や教育面の学習活動と、地域課題、生活課題の学習などの多様化に取り組むなど公民館職員の専門性が問われている。
 - ・公民館の学習機能の低下で地域リーダーが育ってこない。
 - ・行革は大変な作業であるが、市役所改革は時代の流れである。
 - ・地域に任せるということは、当然、役所は少数精鋭となる。
 - ・公民館と自治会は車の両輪だ。
 - ・自治会が行政の窓口とする意見（地域自治組織の議論の中で、自治会の機能はまちづくり委員会をリードし公民館は地域活動の学びの場としての展開は必要。）
 - ・NPOや事業所との役割分担を。
 - ・小さな自治体では職員を減らすことになる。その場合、官はここまでやるが。官から民への移行には、リスク（サービスの低下）を織り込んでいかなければならない。その場合、第三者評価の導入や、最小の費用で最大のサービスを提供することが大前提で、住民の同意や地域の同意が必要となる。
 - ・地域で出来ることは地域で、行政は補完の原則となる。
 - ・官と民の役割分担、民でできることは民で（市場化テスト）とあるが、少し意味が違

うのではないかと思う。「市場化テスト」とは、「官・民の競争入札」のことで、イギリスのサッチャー時代に導入された制度で、入札に破れた公共部門の事業が次から次へと廃止され、サービスの著しい低下を生んだことから、ブレア時代になって新しい制度に変わったものである。

- ・地域でできることは地域で行い、行政は補完することを基本としているが、行政は補完するところではなく、あくまで市民の福祉の増進を図るところである。地域と市がお互いに補完し合うということではないかと思う。

6 - 2 市長の責務

論点整理

1. 基本構想・基本計画の位置づけを大切に、公約や政策を実現するために、市民の理解と合意形成を果たす。その場合に少数意見も尊重する。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 市長選の公約を実現（環境文化都市）
- ・ 政策決定過程での政治手法（ボトムアップとトップダウン）・地方分権時代の地方自治体の役割を議論。

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 選挙で一番で選ばれても絶対ではない。したがって少数意見を尊重しなければならない。
- ・ 任期途中で大きな争点がある場合は、その争点で選ばれたのではない。
- ・ 住民の選挙で選ばれた代表者である。

6 - 3 市職員の責務

論点整理

- 1 . 市民が主役の原則からして、職員は市民に顔を向けて、市民に対して丁寧に説明責任を果たし、迅速に職務を遂行する。専門職員として常に自己研鑽をかさねる。
- 2 . 一市民として、地域活動への積極的な参加を。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 職員は何処に向いて、誰に対して仕事をするのか。
- ・ 期待される職員像
- ・ 職員の地域づくりへの参加

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 職務命令との関係で、職員は市長に顔を向けているのかな。
- ・ 市民に顔を向けてほしい。
- ・ 職場オンリーでない。

6 - 4 行政運営

6 - 4 - 1 総合計画（基本構想・基本計画）

論点整理

- 1．計画策定から市民参加を謳う。（原則とする）
- 2．基礎調査は行政が行う。
- 3．市民会議の設置は謳う。男女ひとしく市民公募する。行政は市民活動（地区計画）の意見を聞く。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・市民参加のルールとは
- ・計画策定から市民参加
- ・市民意識調査

- ・行政の範囲を決める
- ・協働とは

- ・市民会議や市民委員会の設置は必要か
- ・地域計画と飯田市計画との整合は
- ・地域計画は誰がどの時点でどのように

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・総合計画に市民参加を謳う背景として、基本構想にもとづく事業への市民参加や地域活動への参加を保障するため。
- ・アンケート調査結果など、市民意向調査のデータは一元管理し、情報の共有を図る必要がある。

- ・総合計画を自治体が策定するには、行政は調査資料の提出を行う。コンサルタント依存でなく必要な調査を行う。
- ・市民会議に参加できる市民はごく一部であり、手を挙げない多数の意見を聴く機会を設けるべきである。

- ・地区の基本構想との整合はどうなるのか。

6 - 4 - 2 行政評価

論点整理

- 1 .行政評価システムを確立し、その結果を市民に公開し、行政の透明性を高める。計画評価のチェックは議会の役割とする。事業評価については、市民満足度調査を実施する。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 行政評価システムを公表し市民が評価する仕組みについて

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 行政評価システムの監視は議会の役割が重要。
- ・ 事業評価は市民満足度調査を重点プロジェクトなど行う必要がある。
- ・ 行政の透明性が大事。

6 - 4 - 3 情報共有の原則

論点整理

1. 政策形成過程から、市民と行政と議会が情報不一致とならないように、情報を共有して創り出すために、市は説明責任を果たし、市民・議会の意見を聞く。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・どの時点から情報を公開するのか
- ・事業の進捗過程に支障はないのかわかりやすい情報開示とは
- ・どのような情報を積極公開するのか（情報公開条例）

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・政策形成はどのようになっているのか、部長会は素案として出され、自由な発言をして、問題点を摘出して部で再度協議して市長が決定する。
- ・記者会見で知るケースがある。
- ・審議会は市民公募を取り入れているが、かかわった市民とそうでない市民。例えばまちづくり憲法もどの時点で公表するのか。全て意見は公表している。
- ・市民に説明する時期と対象者との差の問題がある。
- ・市長あての陳情は、公表すれば地域活動等がわかりやすい。

6 - 4 - 4 説明責任

論点整理

1 . 市は、市民ひとしく公平に、あらゆる機会を持ち説明しなければならない。市民は積極的に参加する。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 市民への説明責任の機会
- ・ 市民は理解し納得しているのか
- ・ 市民の行政不信を払拭するための知恵はないか

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 市は万全と思っているが、市民の受け取る側は様々。
- ・ 「いつ」、「だれに」、「なにを」説明するか明らかにし、特に関係者の範囲は漏れの無いようにする。
- ・ 説明会への出席者数の問題はあるがなるべく多くの機会を設け説明しその他様々な方法を組み合わせ、根気よく説明するしか方法はない。

6 - 5 財政運営の原則

6 - 5 - 1 財政状況の公表

論点整理

- 1 . 市の財務状況、財政指標、保有する財産をわかりやすく公表する。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 税財源移譲による自主財源の自由度と透明性
- ・ 地域への財源の移譲について
- ・ 補助金の目的と透明性

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 予算編成過程で、情報公開は出来ないか。（日程的に無理）

6 - 5 - 2 財産管理

論点整理

- 1 . 除く。

論点整理のポイント（キーワード等）

- ・ 先進地の事例を検証する。
- ・ 誰を委嘱するのか。

市民会議の個別意見（飯田市の自治の課題）

- ・ 清内路のような不正があってはならない。議会の役割が重要だ。

7 その他

7 - 1 住民投票

論点整理

- 1 .市政運営上の重要事項に関して直接市民の意志を問う必要があると認められるとき、住民投票を実施することができる。
- 2 .住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日・資格者・投票の方法・成立要件及び成果の取り扱い、その他住民投票の実施に関し、必要な事項については、別に条例で定める。

(付記)住民投票については、その意義・有効性等、更なる検討が必要と考える。
(第9回拡大運営会議の意見)

論点整理のポイント(キーワード等)

- ・住民投票と議会制民主制の関係をどう捉えるか
- ・住民投票の有効性について
- ・市民参加と住民投票の関係
- ・若者の参加と住民投票について
- ・住民投票を行う事項の範囲
- ・住民投票の実施方法についてルール化する(他の条例委任)

市民会議の個別意見(飯田市の自治の課題)

- ・地方自治は代表民主制でやるべきであって、安易に住民投票に持っていくべきではない。基本的人権を侵害すること以外の案件については、住民投票を認めるべきでない。住民投票は最後の手段とするべきである。(議会制民主主義)
- ・住民投票に頼らずに、自治会、議会、行政等それぞれにフィードバックして議論する。そうすることの方が効果的である。
- ・住民投票実施については、議会の合意が必要との文言を入れるべきである。
- ・住民投票実施については、市長と議会双方の合意が必要。
- ・住民投票の有効性は何か、押さえておく必要がある。
- ・直接民主主義、代表民主主義をごちゃごちゃにして考えるべきでない。
- ・自治体における住民投票の意義
- ・住民の意思表示の場としての住民投票の手続きを規定するかどうか。

- ・自治基本条例に関する住民投票を盛り込むべき。
- ・住民意識調査権を首長が持ち、住民投票権を市民（及び自治組織）が議会に委ねる形で持ち、それぞれに住民の意識を担保する形とする。
- ・住民意識調査権は、首長だけでなく、議会でも持つべき。
- ・自治組織では拾いきれないだろう市民意識を反映する道としての住民投票。
- ・自治組織に参加しない若者等の声を吸い上げるには住民意識調査も必要ではないか。
- ・住民投票をしなくても、市民の合意が得られる仕組みづくりが重要と考えられる。
- ・地域自治組織で十分検討し、その意向を首長が吸い上げるのが好ましい姿である。安易に住民投票に持っていくべきでない。
- ・住民投票と住民意識調査権の違いと有効性を判断しなければ。

8 中間報告総括表

「自治基本条例（仮称）」の条文構成を意識しての分科会討議を中心とした論点整理

条文想定事項	分科会討議を中心とした論点整理	飯田市自治基本条例の骨子（案）
<p>【前文】</p> <p>【総則】</p> <p>目的</p> <p>用語の定義</p> <p>見直し規定</p>	<p>飯田市の概要、すなわち飯田市の位置や環境に関して、市民に広く認識されている状況を記述する。端的に、かつ特徴を的確に捉えた記述を。これまでの飯田市における施策やその目指してきたところについて、普遍的な価値として継承すべき部分は、貴重な成果として記述する。飯田市における地域自治を考えるにあたって現在直面している課題についても書き加える。市の抱える課題、より広域にわたる問題、現代特有の問題などを記述する。課題を解決して行くため、飯田市の自治をよりよいものとするために、目指して行く道を記述する。上記を認識し、そのうえにたつて自治基本条例を定めるという旨を記述する。</p> <p>市民主体による自治の実現を企画し、そのための市民・議会・行政の役割について明らかにする。自治の基本理念を定めるものである。市の条例において最高規範性をもつ。</p> <p>定義が必要と考えられる語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民 ・参画 ・協働 ・コミュニティ <p>定義を明文化しなくとも、今後議論と概念の共有がとくに必要と考えられる語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治 ・責任・責務・義務・説明責任 <p>見直し規定を設けるかどうか。設ける場合、どのような規定とするか。</p>	
<p>自治の基本原則</p> <p>(1) 参加・協働の原則</p> <p>(2) 情報共有の原則</p> <p>(3) 財政自治の原則</p> <p>(4) 対等協調の原則</p>	<p>市民の自己決定と自己責任</p> <p>地域自治の確立</p> <p>自治体としての自立と連携（補完性の原則）</p> <p>市民と議会や行政との信頼関係・パートナーシップの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民活動の活性化 ・参加・参画と協働 ・情報の発信・共有・創造 ・説明責任 	

	<p>参考</p> <p>一人ひとりが尊重し合う地域社会の実現 人権尊重の推進 男女共同参画社会の推進 暮らしの中の国際化への対応 市民と行政のパートナーシップの確立 多様なコミュニティ活動の推進 市民参加と協働の推進 情報公開の推進と広報広聴の充実 地域間交流と連携の推進 さまざまな地域や人々との交流の促進 広域行政への対応 新しい行政運営の確立</p>	
<p>【市民】</p> <p>(1) 市民の権利</p> <p>(2) 市民の責務</p> <p>(3) コミュニティ</p> <p>(4) 市民参加</p> <p>企業の位置づけ</p>	<p>市民の権利は行政が保障するものである。 政策決定過程への市民参加</p> <p>市民の責務は既に地方自治法等で網羅されている。 自律した市民としての自覚の元に責務を果たす。</p> <p>多種・多様な活動が育つ地域コミュニティを目指す。 住民自治の拡充を図る。 市民の権利意識の自覚と向上発展を図る。</p> <p>政策決定過程から参加するための、行政の責務と市民の意識改革 生活基盤の再認識と市民連帯の意識化を図る。 市民は、生活基盤である地域での諸活動への参加をとおして、市民自治の関心を高める必要がある。</p> <p>企業は社会参加をする必要がある。</p>	
<p>【議会・議員】</p> <p>(1) 議会の情報公開と説明責任</p> <p>(2) 市民参加と議会</p> <p>(3) 議会と市長との関係</p>	<p>議会は、必要な情報を積極的に市民に公開し、市民の市政に対する関心を深め、もって市民の市政への参加を促すとともに、説明責任を果たすべきである。</p> <p>市民を代表する議会は、その性格に鑑み市民参加を推進し、市民と協働してその成果を上げる。</p> <p>選挙により、市民から選ばれた議員と市長は、市民の意志を的確に反映するために健全なる緊張関係を保たなければならない。</p>	

<p>(4) 議会の運営</p> <p>(5) 議員の役割と責任</p>	<p>議会の使命は、具体的施策を最終的に決定することと、行財政の運営や事業実施を監視することである。</p> <p>議会は、地方公共団体の意思決定機関であることを認識し、法律を遵守し、公正、公平、効果的に民主的な運営に努めなければならない。</p> <p>議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営を行うとともに、市民のための立法を行うなど政策提言、立案機能を強化する必要がある。</p> <p>議員は、市民の声と心を代表し、代弁するだけの役割に終始するだけでなく、時には市民に訴え、時には指導して、その実現に積極的に努力することが大事である。</p> <p>議員は、全体の代表者であり、奉仕者である。議員の一言一句は市民の意見であり、市民からの声であるべきである。よって、市民の声、市民の意思を把握するために市民の中に飛び込み、対話を重ねることに務めるべきである。</p>	
<p>【住民投票】</p> <p>(1) 住民投票の実施</p> <p>(2) 実施の方法等</p>	<p>市政運営上の重要事項に関して直接市民の意志を問う必要があると認められるとき、住民投票を実施することができる。</p> <p>住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、資格者、投票の方法、成立要件及び結果の取扱い、その他住民投票の実施に関し、必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>-----</p> <p>(付記) 住民投票については、その意義・有効性等、更なる検討が必要と考える。</p> <p>(第9回拡大運営会議の意見)</p>	
<p>【市・行政】</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>(2) 市長の責務</p>	<p>地方分権へ移行する過渡期のなかで、新たな変化を再認識し、従来の縦割り行政を見直し、国・県からの補助金行政からの脱皮と、市の自己決定、自己責任をしっかりと捉える。</p> <p>市民と行政が協働し、地域で出来ることは地域で行い、行政もなすべきことは為し、「最小の経費で最大のサービス」を提供する。そのためには、行政サービスの第三者評価の導入と地域住民との合意形成が肝要。</p> <p>基本構想・基本計画の位置づけを大切に、公約や政策を実現するために、市民の理解と合意形成を果たす。その場合に少数意見も尊重する。</p>	

<p>(3) 市職員の責務</p> <p>(4) 行政運営 総合計画(基本構 想基本計画)</p> <p>行政評価</p> <p>情報共有の原則</p> <p>説明責任</p> <p>(5) 財政運営の原則 財政状況の公表</p> <p>財産管理</p>	<p>市民が主役の原則からして、職員は市民に顔を向けて、市民に対して丁寧に説明責任を果たし、迅速に職務を遂行する。(そのためには)専門職員として常に自己研鑽を重ねる。 一市民として、地域活動への積極的な参加を。</p> <p>計画策定から市民参加を謳う。(原則とする)基本調査は行政が行う。 市民会議の設置は謳う。男女ひとしく市民公募する。行政は市民活動(地区計画)の意見を聞く。</p> <p>行政評価システムを確立し、その結果を市民に公開し、行政の透明性を高める。計画評価のチェックは議会の役割とする。事業評価については、市民満足度調査を実施する。</p> <p>政策形成過程から、市民と行政と議会が情報不一致とならないように、情報を共有して創りだすために、市は説明責任を果たし、市民・議会の意見を聞く。</p> <p>市は、市民にひとしく公平に、あらゆる機会を持ち説明しなければならない。市民は積極的に参加する。</p> <p>市の財政状況、財政指標、保有する財産をわかりやすく公表する。</p> <p>除く。</p>	
<p>その他 (1) 見直し規定 (2) 他の条例への委任</p>	<p>(注)「総則」に含む (注)上記「住民投票」参照</p>	

(注)

1. 「条文想定事項」は、第5回市民会議で示された「自治基本条例の掲載事項例」に基づく区分である
2. 「飯田市自治基本条例の骨子(案)」は、論点整理をもとに、作成する予定のものである。

9. 残された課題

「議会在り方研究会」から「議会議案検討委員会」での論議を経て作られた「わがまちの“憲法”を考える市民会議」のメンバーは、「公募委員」(8人)「議員」(8人)「行政職員」(4人)「学識経験者」(4人)の24人で構成されているが、5月20日のスタートラインに立った時には、心身の準備状態は全くまちまちであった。極端な言い方をすれば、それ以前から走り始めていた委員、準備運動ぐらいはしてきた委員、ぶっつけ本番の委員、それに迷いながらも立たざるをえなかった委員という具合であった。勿論、厳密に言えば24人24様であったことは言うまでもない。このような状態からスタートした我々は、とにかく走りながら考えざるをえなかった。走り始めたもののこのレースは一体どのくらい走ることを想定されているのかわからなくなった。与えられた実質的な審議期間からして、短距離でもマラソンでもないことは分かっても、中・長距離の幅は大きい。そして又すぐ次の疑問も頭をもたげる。このようなレースには多くの「市民ランナー」の参加を得なければだめではないか。そのためには、時間の設定そのものも見直す必要があるのではないかと。

そのような疑念を抱きつつも、この5ヶ月間、ともに走りながら考えてきた。その結果を1から8までに記してきたが、今の時点でも我々自身が「宿題」と位置づけているものは多い。箇条書きで列挙すると次のようなものである。

「いま何故、飯田市において“自治基本条例”が必要なのか」という基本命題の確認
本条例の名称：これまで暗黙のうちでは、「飯田市自治基本条例」となっているが、この市民会議としての最終確認
条例の骨子(案)：8の「総括表」の余白の部分
「自治の基本原則」の詰め
用語の確認：例えば、市民の項では「政策決定過程」とし、行政の項では「政策形成過程」としている
付属資料(参考資料・基礎資料)の整理・整備等

上記のような課題を残しつつも、これまでは、主に24人の委員と6人の事務局員とで一生懸命走ってきました。会議のオープン化、新聞報道、飯田市のホームページ等で我々の走りぶりもいくらか見ていただけてきましたが、この中間報告を通して多くの市民の方々の実質的な参加が得られるような契機となり、名実ともに「瓢箪の中締め」となればと念じています。

(2) 市民会議の概要（ホームページ掲載文）

第1回 市民会議記録



日 時 平成16年5月20日（木） 午後5時から5時40分

場 所 飯田市役所3階会議室

出席者 飯田市議会岩崎和男議長、渡淳副議長、市民会議委員19人（5人
欠席）、事務局6人 合計27人

会議の内容

市民会議は公募委員8名、学識経験者4人、議員8人、行政職員4人の合計24人（当日は5人欠席）で構成され、初めに飯田市議会岩崎和男議長から各委員に委嘱状の交付を行いました。 [委員名簿](#)

岩崎議長のあいさつの後、自己紹介を行い、続いて井坪隆委員から市民会議の設置について、議会におけるこれまでの検討経過を含めた説明がありました。 [詳細内容](#)

このあと役員選出を行い、座長に高坂詢氏（学識経験者）、副座長に中島武津雄氏（議員）、幹事に北沢豊治氏（公募委員）、伊壺敏子氏（議員）を選任しました。

第2回の市民会議については、「運営会議」において日程や会議の目的・内

容を調整することを確認して閉会しました。

第 2 回 市民会議記録



日 時 平成 16 年 6 月 25 日 (金) 午後 5 時 30 分から午後 7 時 40 分

場 所 飯田市役所 3 階会議室

出席者 飯田市議会岩崎和男議長、市民会議委員 23 人 (1 人欠席) 事務局 6 人
合計 30 人

会議の内容

各委員から「市民会議に期待すること」と題して、
自治を考える上での今日的課題
自治基本条例について考えること
の 2 つのテーマについて、意見発表をしていただきました。

意見発表要旨

続いて、高坂座長から市民会議の今後の全体的なスケジュール(案)が提案され、
各委員から

「任期であるある平成 17 年 3 月末までに形あるものにするよう、精力的に会議

を開催して、進めていくべきである。」「目標を定めて進まない、ただただ無駄な時間を費やすことになる。」という意見や

「市民会議の内容を市民に周知しながら、しっかり時間をかけて進めるべきである。」「自治基本条例という趣旨からして、市民の意見を聞きながら、市民の納得のいく形で進めるべきであり、任期にとらわれることはない。」など活発な意見交換がなされ、全体スケジュールについては、今回決定するのではなく、会議を進める中で、早い段階に決定することとされました。

第3回市民会議を、7月7日（水）午後7時から市役所3階会議室にて
テーマ「飯田市の自治の検証」 その1 - いまなぜ自治基本条例か -
で開催することを確認して閉会しました。

第3回 市民会議記録

日 時 平成16年7月7日（水） 午後7時から午後9時25分

場 所 飯田市役所3階会議室

出席者 市民会議委員22人（2人欠席）、事務局3人 合計25人

会議の内容

協議事項に先立ち、福島委員から「真に市民のための条例案とするため」に「会議をすすめる上での申し合わせ（案）」が提案され、検討の結果、提案どおりに決定しました。

申し合わせの内容は、誰でも自由に発言する、納得の行くまで審議する、発言に対して阻害しない、反論には遠慮しない、一回の会議時間を守るの5項目です。

続いて、議会議案検討委員会が昨年1年間にわたって行ってきた、飯田市の自治の研究内容を報告しました。

検討委員会の開催概要

中島副座長から総括的な説明を行い、菅沼委員から「飯田市の公民館活動の歩みと今後の課題、」について、伊壺幹事から「農業地域マネジメント事業」について、清水委員から「ムトスの心でまちづくり」を市民活動から学ぶ」について、木下委員から「支所と自治会組織と目指す地域自治組織」について報告があり、その報告に対して質疑応答が行われました。

柳坪委員：飯田市の自治は高い評価を得ているということだが、他市と比較し

てどのような特徴があるのか。

中島委員：環境自治体会議や人形劇フェスタなどに見られるように、行政主導で計画・運営するのではなく、市民による実行委員会方式で進め、行政はサポートする立場で関わっている。意識してやってきたのではなく、飯田市では気づかないうちにやっているということが多くある。

長谷部委員：それぞれの活動について、どこをどう評価し、何が課題としてあるのか、どんな役割があって、どう受け止めたのか、何が原因かなどを整理していく必要がある。

高坂座長：条例の骨子に結びつく形での論点整理は大変なこと。全員で進めるべきであると考えます。

清水委員：それぞれの事業の当初の目的をトータル的に忘れかけてきている。そうしたものを共通認識化していくことが必要であり、その共通言語となるものが自治基本条例であると考えます。

宮下委員：住民生活に関わるものは環境や福祉などまだまだある。そうしたものを同列に考え総体的に評価して、飯田市をとりまく背景を十分理解したうえで、全体的に判断すべき。市民参加についてはバックグラウンドができていない。できていれば議会制民主主義で足りるはず。

高坂座長：地域自治組織についての深い議論はされていないようだが、自治基本条例との関係は避けては通れない。

菅沼委員：議会としての共通認識はないが、目指す条例が直接的に地域自治組織に関わっていくものではないと考えている。どう作っていくかが見えていない。直接関わってくるとなると既存の個別条例の再編が必要となる。

岡島委員：地域自治組織はまだまだ詰めることがあり、条例制定の時期には間に合わないと思っている。考え方の元になるものではある。市民参加を条例の中で明確にしていけば、地域自治組織はそれを具体化していくことになっていくのではないかと。

このあと、全体のスケジュール(案)について北沢幹事から提案説明があり、第8回までの日程及び内容と、全体会と分科会による会議の運営、10月下旬までに議長に対して「中間報告」を行うことを確認しました。 今後の日程(案)

さらに、高坂座長より「市民会議は原則公開となっているので、ホームページや広報誌を活用して周知するほか、委員の皆さんも積極的に呼びかけてほしい。」との要望がありました。

お知らせ 市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田

市議会事務局までお寄せ下さい。

22 - 4511 (内線2613)

第4回 市民会議記録



日 時 平成16年7月21日(水) 午後7時から午後9時00分

場 所 飯田市役所3階会議室

出席者 市民会議委員18人(6人欠席) 事務局6人 合計24人

会議の内容

「飯田市の自治の検証 - その2 - 」と題して、住民と各種団体、議会、行政との関わりについて、それぞれの担当者が話題提供のための説明を行い、その後意見交換を行いました。

- | | | |
|-----------------------|-------|-------|
| (1) 多様な市民(住民)像 | 話題提供者 | 高坂座長 |
| (2) 住民と団体活動 | | |
| 自治会について | 話題提供者 | 宮下委員 |
| 学習・文化・スポーツについて | 話題提供者 | 北沢幹事 |
| 福祉について | 話題提供者 | 横前委員 |
| (3) 住民と議会 | 話題提供者 | 中島副議長 |
| (4) 住民と行政 | 話題提供者 | 宮下委員 |
| (5) 多治見市の地方分権講演会に参加して | | |
| 村松委員 | | |

市民・市長・議員・職員の4つの主体がそれぞれの役割を果たすことが必要であり、自治基本条例はそれぞれの活動の指標を示すバロメーターとなりうるものである。条例を「作る精神」が健全であるとともに「生かす精神」も健全でなくてはならない。条例を生かすためには議会の役割が大きい。多くの市民の参加を得て、飯田らしさを持った条例ができたらいと思う。

長谷部委員

1を作っても個性が失われるようなものでは駄目で、そこにしかないオンリー1を目指すべきだ。住民参加の前提は個の自立と考える。自立した個をどのようにして作っていくかが欠落してしまうと、形だけのものになってしまう。既成の条例を見直す必要がある。これからはどういう条例が必要であるか、欠落している条例を見極め、それを補っていくことが私たちの仕事と考える。

意見交換

高坂座長 何故今自治基本条例なのかを問い続けてきたが、だんだんと方向付けがされつつあると思う。

宮下委員 市民参加とは何か。組合に加入しない人たちをどうするのか。放っておくわけにもいかない。ここをはっきりさせないと条例には難しい。

高坂座長 自治会、行政、議会のそれぞれに市民参加については考えがあると思うが、議会はどうか。

中島副座長 その地域においてきちんと責任を果たすことが参加であると考えている。参加の方法はいろいろあり、どれが本当の参加であると決めつけることはできない。当たり前ことができなくなったために、あえて参加という言葉を使うようになったのではないか。

岡島委員 権利と責任の認識が薄い。参加という形で責任を果たしてもらえるように手をさしのべている状態だ。加わって議論する過程が大切だ。いくらからでも責任を持ち、役割を感じてもらいたい。

福島委員 行政や議会に任せることに不満を持つようになった。住民の意識が変化してきている。単に任せておく時代ではなくなった所に重要な問題があり、従って条例が必要と考えられたのではないかと思っている。

長谷部委員 「個のじりつ」の自りつは「自律」である。他から制約を受けない。呼ばれてくるのではなく、自ら進んで出ていく。そういう人を多く作ることが大切。数の多さでは通用しなくなってきた。

菅沼委員 住民の皆さんの意見を聴く方法として公募委員を選んだので、市民の声を代表する方たちという考えでいる。

高坂座長 企画・立案の段階から加わることが真の参加と考えている。
福島委員 事業の具体的な内容が出た途端に市民からの意見が出てくるような傾向が強くなった。その声を押し通すことができなくなってきた。

次回は8月4日(水)に

「飯田市の自治の検証 - その3 - 」 飯田市のこれまでの宣言・条例等
他の「自治基本条例に学ぶ」
条例の骨子(その1)

をテーマに開始されます。

条例の骨子については、分科会方式により検討することになっており、7月30日の「運営会議」でその構成を検討することになりました。

お知らせ 話題提供のために使用した資料は議会事務局にありますので、ご希望の方は申し出てください。また、今回は傍聴される方がお見えになりました。是非多くの方におこしいただきたいと思います。

市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田市議会事務局までお寄せ下さい。 22 - 45 11 (内線 26 13)

第5回 市民会議記録



日 時 平成16年8月4日(水) 午後7時から午後9時30分

場 所 飯田市役所 3 階会議室及び議会棟会議室

出席者 市民会議委員 2 2 人（2 人欠席）、事務局 6 人 合計 2 8 人

会議の内容

前回のテーマ「飯田市の自治の検証 - その 2 - 」の補足説明として、「住民と行政」について、行政側からの話題提供がありました。（話題提供者 議会事務局）

続いて、「飯田市の自治の検証 - その 3 - 」として「飯田市の条例及び宣言等」について、庶務課の文書法規係から説明がありました。

さらに、「他の自治基本条例に学ぶ」として、地方自治の考え方や先進事例の取り組み状況などについて、議会事務局及び企画課から説明がありました。

その後、これまでの市民会議の内容を踏まえて、「飯田市の自治の現状と課題及び条文構成」をテーマに分散会を行いました。

分散会は 2 4 人の委員を 6 人ずつの 4 グループに分け、それぞれの会場に分かれて意見交換を行いました。

分散会の要旨

分散会は、次回（8 月 1 8 日）の市民会議でも引き続き行うこととし、その集約のための市民会議を 8 月 3 1 日（火）に行うことの日程変更が承認されました。

お知らせ 話題提供のために使用した資料は議会事務局にありますので、ご希望の方は申し出てください。

市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田市議会事務局までお寄せ下さい。 2 2 - 4 5 1 1（内線 2 6 1 3）

第 6 回 市民会議記録

日 時 平成 1 6 年 8 月 1 8 日（水） 午後 7 時から午後 9 時 3 0 分

場 所 飯田市役所 3 階会議室及び議会棟会議室

出席者 市民会議委員 2 1 人（3 人欠席）、事務局 6 人 合計 2 7 人

会議の内容

始めに、前回行った分散会の中間報告として、各グループの司会者から報告があり、それぞれのグループの議論の様子を情報共有しました。

続いて、座長から「本日の分散会では、飯田市の自治の現状と課題の抽出と共に、

条文構成まで踏み込んだ議論をお願いしたい。次回（第7回：8月31日）の市民会議で全体の集約をし、条例の骨子を固めていきたい。」との説明がありました。

これに対して、「飯田市の自治の現状と課題についてもう少し議論したい。条文構成まで踏み込むことは無理だ。」「今必要とする自治の課題は何か、飯田らしさとは何か、それぞれのグループで議論して、持ち寄って、全体で共有することが必要だ。」等の意見が出され、協議の結果、「次回も分散会とし、条文構成まで踏み込んだ議論を行う。その集約を行うために、第8回の市民会議を9月6日（火）に開催する。」ことに決定しました。

また、「広く市民の意見を聴く機会を設けてほしい、10月に予定している中間報告がまとまった後では、おおかたの骨子が決まってしまう、遅すぎる。」との要望が出されました。

その後、各グループに分かれて分散会を行いました。

分散会の要旨

お知らせ 市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田市議会事務局までお寄せ下さい。 22 - 4511（内線2613）

第7回 市民会議記録

日 時 平成16年8月31日（火） 午後7時から午後9時30分

場 所 飯田市役所3階会議室及び議会棟会議室

出席者 市民会議委員19人（5人欠席）、事務局6人

合計25人

会議の内容

前回に引き続き、「飯田市の自治の現状と課題」について分散会を行い、活発な意見交換が行われました。

次回（9月6日）は、それぞれの分散会で出された「飯田市の自治の課題」を持ち寄り、市民会議としての「飯田市の自治の課題」を集約する予定です。

分散会の要旨

A 分散会

出席者 司会：清水、高坂、伊原、佐々木、森本（記録・大沢、木下）

1 住民自治に関する課題の集約

- ・ 前回到引き続き課題の整理を行った。主なものは、以下のとおり。
- ・ 自治の基本原則 市民参加の推進、参加のルール、参加意識の醸成、協働
- ・ 市民の権利 多様なニーズ(権利意識)の把握
- ・ 市民の責務 納税義務と社会的責務
- ・ 地域コミュニティ 自治会未加入、人任せ、地域活動不参加
- ・ 市民参加 民意の反映方法(意向把握方法)
- ・ 市議会の責務 行政チェック機能強化、議会の情報公開
- ・ 議員の責務 政策立案、市民の意向把握(市民との意見交換会)
- ・ 市の責務 説明責任、情報公開、効率的な市政運営、
- ・ 市長の責務 市民に理解された合意形成
- ・ 職員の責務 市民主役の再確認、自己研鑽
- ・ 総合計画 策定手法(市民参加、意向把握、地区構想との関係)
- ・ 行政評価 市民による評価、委員会設置
- ・ 情報共有 情報公開の方法等、情報の利用促進
- ・ 説明責任 説明会の開催
- ・ 財政状況の公表 分かりやすく
- ・ 住民投票 市民要望あり

2 その他の意見

- ・ 地方自治法の改正による「地域自治区」の扱いが、今後の大きな課題となる。
- ・ 事務の外部監査を導入したらどうか。
- ・ 地区の主要な事業に関し、その地区に限定した住民投票が、取り入れられないか。
- ・ 男女共同参画に関する規定は盛り込めないか。別条例が必要との意見もあり。
- ・ 住民投票については、様々な課題があり、分科会の中心課題となりそうだ。
- ・ スケジュールは大変厳しいが、市民会議立ち上げ前に意見集約すべき事項が、持ち越されているので、その辺の整理に時間が掛かっている。

B分散会

出席者 福島、岡島、伊壺、多和田、(記録・原)

1 今回B分散会では、主に自治基本条例制定に向けての議論すべき課題について話し合った。その結果出された課題の概要は次のとおり

- ・ 市民、行政、議会のパートナーシップについて謳い込みたい
- ・ 住民投票についてを、どう取り扱うか
- ・ NPOやボランティア等も含めた住民参加を盛り込む必要があるか

- ・地域自治組織と基本条例の関係をどうするか
(自治基本条例であるかぎり、理念として謳うべき。否、改正で対応すべき。理念ならば改正はないはず etc.)
- ・景観条例に基づく地域協定やまちづくり協定をどう取り扱うか
- ・地域住民独自に策定した「地区計画」等をどう捉えるか
- ・参加の多様性を保障できるようなことを盛り込めるとよい
(自治会、隣組など関係なく、NPOなどに加わる中で横のつながりができ、結果として地域のつながりができる場合もあり、このような参加の形も認めあえるような仕掛けを盛り込めると良い)
- ・市民文化とか生涯学習をどう取り上げるか
- ・公民館の位置付けをどうするか
- ・市民参加の財政運営のための情報提供のありかたについてどう謳うか
- ・情報公開、情報提供、分かり易い情報開示についてどう謳うか
- ・習慣となっている不文律を条例でどう扱うか
(何も決め事がなくとも、自発的に町の掃除を住民がやっているケースがあることを見ても、文章で決め事を謳うのがよいかという課題)
- ・自分たちの街並みを自発的に作ることを奨励するような規定を設けたらどうか

- 2 その他、この市民会議の運営について議論した。その主な発言は次のとおり。
- ・条例が制定されるには、市民のニーズという裏打ちがあるはず。議会の議決は本来、市民の意思であり、意思決定過程で市民参加が十分でないと、「勝手に条例を作った」といわれる。したがって十分な時間をかけて市民的議論をすべきものである。
 - ・条例は、市民に何らかの規制をかけることになるのだから、特に十分なコンセンサスを得て作るべき。
 - ・課題が出揃ったところで市民に投げかけるべきだ。
 - ・これまでの分散会を、まず全体のものにし、それをふまえて次のステップを踏むべき。そうでないと他の分散会の議論をふまえて考えるいとまがない。消化出来ないうちに、次の会合ではまずい。
 - ・他のグループの様子がかめない中で、このような手法を進めたら、既存の他市町村の条例へ修正を加えるだけのものとなる。

C 分散会

出席者 北沢、柳坪、菅沼、原、長谷部、牧内、(記録：遠山)

1 意見交換

- ・公募委員が市民の代表と捉えている。市民の意見を背負って出てきている。出入

り自由な委員会ではない。

- ・ 協働、対等というが誰と誰が協働し、また対等なのかを明確にする必要がある。
- ・ 地域コミュニティといったときの規模は今までは自治会単位だったが、もっと小さな単位で考えた方がよい。いわゆる日常生活圏の範囲。
- ・ 市民参加という言葉が使われているが、行政参加、職員参加はないのか。地域活動への積極的な参加を求める必要がある。
- ・ 協働といって、自分たちのことは自分たちでやるというが、行政のやるべきことを市民に押し付けているだけではないか。
- ・ 行政のやるべき範囲を明確にする必要がある。(シビルミニマム) 今後は地域のことを担っていくのは地域自治組織になる。
- ・ 説明責任といって、市は一方的に話しをして、それで市民が分かったと思っているが、責任を果たしたかどうかの判断は市民がするものだ。
- ・ 市政懇談会のように市が一方的にテーマを決めてやる方法は駄目で、市と市民が相互に話し合っってテーマを決めるべきだ。
- ・ さらに、説明した後の市民からの声に応答することが必要で、その手続もルール化すべきだ。
- ・ 各地区の地域総合計画と市の総合計画との整合性が図られていない。地域コミュニティの充実を図るためにも、地域の話しを聴くことが大切だ。
- ・ 氏の計画の立て方が不透明である。計画の段階から市民が参画できるシステムを構築し、手続をルール化すること。
- ・ 地域コミュニティを考えるときに、任意のグループやNPOをどう考えるか。
- ・ 住民参加という時に、参加の機会をどのように設けるか。各種選挙での投票も市民の責務であるはずだ。
- ・ 前文には個の自律、地域の自律を謳う。判断が確立していれば、促されての参加でなく、自らら進んでの参画となる。
- ・ 若者の地域への帰属意識が薄れてきている。
- ・ 住民投票も大きなテーマである。
- ・ 参加する権利と参加したくない権利をどう見極めるか。権利と責務のアンバランスが目立ってきている。
- ・ 住民参加が果たされたかどうかの判断、何人の人が出てくれば成功か。人数なのか、回数なのか、小規模単位でやるのがよいのか。

D分散会

出席者 久保田、山口、中島、村松、宮下、横前、(記録：伊坪)

1 意見交換

- ・ 細かい枝葉でなく骨子を考えていくべき。
- ・ そうは言っても「前文」の素案くらいは市民会議で提案したらどうか。
- ・ 日程的に無理がある。魂の入ったものがない。
- ・ 条文構成にける部分は全体の5%もないのではないか。
- ・ プロセスが大事。一般市民が参画していこうという意識をつくるべき。
- ・ 飯田市全体としての自治の目的を決めよう。
- ・ 市民の代表として市民会議に参加しているわけではないので、市民の意見を広く聴く機会を多く持ち進めていかなければならない。

2 本日の集約

行政（長）、議会、市民の関係という視点で今まで出てきた意見、課題となるようなものをグループ化していけば、形が見えてくるのではないか。

お知らせ 市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田市議会事務局までお寄せ下さい。 22 - 45 11（内線2613）

第8回 市民会議記録

日 時 平成16年9月6日（月） 午後7時から午後9時30分

場 所 飯田市役所3階会議室及び議会棟会議室

出席者 市民会議委員21人（3人欠席）、事務局5人 合計26人

会議の内容

初めに、3回にわたって行った「飯田市の自治の現状と課題」の抽出について、4つの分散会ごとにまとめの発表がありました。 **各分散会集約**

続いて、4つの分散会の発表を集約して、市民会議としての「飯田市の自治の現状と課題」をまとめる作業を行いました。 **市民会議の集約**

次に、これまでも委員から意見が出されていた「市民会議としてのゴールは。（議長への最終答申はいつまでに、どのような内容で行うのか）」「市民周知をどのように実施するか。」「自治基本条例の位置付けは。」などの「市民会議としての課題」の取り扱いについて議論をしました。

出された主な意見等は以下のとおりです。

(委員) 市民会議にはいろいろな立場の者が参加しており、それぞれの立場で十分検討していきたいと考えている。代表として参加はしているが、それぞれの母体の意見を集約しているわけではない。中間報告の段階で市民に投げかけてもらいたい。

(座長) 市民にフィードバックしながら進めて、3月までに答申をまとめるには、このペースでは無理がある。各委員がそれぞれの立場で出身母体へ帰って、十分な説明をしてもらいたい。会議はオープンになっているので、個人・団体に傍聴してほしい。

(委員) 新市長の意向も反映すべきであり、基本条例であるだけに十分時間をかけるべきだ。

(座長) 議長への中間報告をした後、新市長に議長から報告する。

(委員) 計画に従って進めることは大事だが、他の市民会議の例でも進行状況や委員の意見を聴く中で計画の変更を行った例もある。時間をかけてでも良いものを作った方がよい。

(座長) 市民会議の設置は議会が行ったから、議会としてこの市民会議にどこまで期待するのか、いつまでにどのような内容のものを提出するのか、議会でもう一度検討してもらいたい。

(委員) いつまでに、どのようなものよりも、市民参加の場をいつ頃、どういう形で、何回くらい設けるかの見通しを立てて進めていくことが大事だ。

議論の結果、1)市民会議の到達点(時期と内容)については再度議会で検討する。2)今回の「飯田市の自治の現状と課題」の集約は市民に提示する。その手始めとして連合自治会へ説明する。3)市民への提示と分科会の検討は並行して進める。市民からの意見等は全体会で反映させていく。4)自治基本条例の位置付けについては分科会の中で論議していく、ことになりました。

このあと、市民会議による「飯田市の自治の現状と課題」の集約に基づいて、それぞれのテーマを検討するための分科会の構成と分担を協議しました。

構成はそれまでの分散会をそのまま分科会へ移行し、分担は以下のとおりに決定しました。

- A分科会 市・行政に関すること
- B分科会 前文的なこと、総則的なこと
- C分科会 市民に関すること
- D分科会 議会に関すること、住民投票、見直し規定等

分科会では、集約した飯田市の自治の課題に基づいて、ひとつずつ評価しながら、条例に盛り込むことを前提に内容を検討することとされ、分科会の開催については分科会ごとに決定することになりました。本日は次回の日程調整にとどめ、以下のとお

り決定いたしました。

- | | | | |
|------|----------|-------------|--------|
| A分科会 | 9月14日(火) | 10:00~17:00 | 議員談話室 |
| B分科会 | 9月16日(木) | 19:00~21:00 | 議員談話室 |
| C分科会 | 9月15日(水) | 19:00~21:00 | 第2委員会室 |
| D分科会 | 9月15日(水) | 18:00~20:00 | 議員談話室 |

分科会は、複数回開催する予定で、9月末を目途にそれぞれの分科会ごとに集約して、10月6日(水)に予定されている全体会で報告を行うことになりました。

お知らせ 分科会も公開となっていますので、多くの皆さんのお越しをお待ちしております。

市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田市議会事務局までお寄せ下さい。 22-4511(内線2613)

第9回 市民会議記録

日 時 平成16年10月6日(水) 午後7時から午後9時30分

場 所 飯田市役所3階会議室

出席者 市民会議委員18人(6人欠席)、事務局5人 合計23人

会議の内容

初めに、9月6日から30日までの間に開催された、4つの分科会ごとに開催経過・検討内容の報告がありました。

分科会報告

- | | | | |
|------|-----------------|-----|------|
| A分科会 | 市・行政に関すること | 報告者 | 清水委員 |
| B分科会 | 前文的なこと、総則的なこと | 報告者 | 岡島委員 |
| C分科会 | 市民に関すること | 報告者 | 北沢委員 |
| D分科会 | 議会に関すること、住民投票ほか | 報告者 | 中島委員 |

続いて、高坂座長から4分科会の報告の総括があり、「アプローチの仕方やまとめ方の違いはあるが、こうして「一覧表」にしてみると、漠然とではあるが、「形」が見えてきた感じがする。」との感想がありました。

さらに、論点整理として、「自治の基本原則について、分科会ごとには触れられているが、条例ではどのように盛り込んでいくか検討が必要である。」「情報や市民参加に関することは、実施の方法等については「別に定める」とし、他の条例への「委任」とするのほひとつの方法である。」「条例のスリム化と何を指すかの兼ね合いが問

題となる。」との課題が提起されました。

次に、前回の市民会議において議会による再度の検討を求められていた「市民会議の課題」について、議会議案検討委員会での議論を経てまとめられた、「条例制定に向けたスケジュール(案)」についての説明がありました。 スケジュール案

案では、中間報告は、分科会の検討内容を基礎としてまとめ、10月下旬に議長へ提出する。最終答申は、中間報告を元に検討を進めて章立てを行い、条例素案としてまとめ、12月下旬に議長へ提出する。中間報告は、議長から新市長へ報告する。中間報告及び最終答申は、できる限りの方法で市民への周知に務める。具体的方法は今後の検討とする。そうした手続きを踏みながら、平成17年3月議会での審議・制定を目指す。とされています。

合わせて、中間報告について、誰がどのようにまとめるか等について意見交換を行い、高坂座長から「中間報告まで市民会議としては厳しい日程だが、条例制定の過程の中で、中間報告が大事と考える。今回の分科会報告を基礎として、もう一步詰めたものとしたい。そのために運営会議を中間報告の起草委員会と位置づけたらどうか。分科会ごとに揃わないところがあっても良いのでないか。」との提案がありましたが、「今日初めて他の分科会の報告を聞いた。これを以て全体会で議論するのは無理がある。分科会を再度開催して全体にわたって議論するべきだ。」との意見があり、結果、再度分科会を開催して、中間報告に向けたまとめの作業を行うことになりました。

- A分科会 10月14日(木) 9:00～ 議会棟3階会議室
- B分科会 10月12日(火) 18:00～ 議員談話室
- C分科会 10月13日(水) 16:00～ 議員談話室
- D分科会 10月17日(日) 17:00～ 議員談話室

なお、他の分科会についての意見等がある場合には、10月12日(火)の午前中までに事務局まで提出することとし、出された意見は当該分科会で合わせて検討することになりました。

更に、再度開催した分科会を集約し、中間報告のまとめを行うための第10回市民会議を10月26日(火)に開催することになりました。

出された主な意見等は以下のとおりです。

(委員)分科会を持ったことはよいことだった。しかし、その分科会に全てを委任したわけではない。これだけのものを全体会で議論するのは無理がある。分科会を再度開催して全体に渡って議論すべきだ。今後進めようとしている地方分権、地域分権を進めていくのためにどうしていくかということが基本だと思う。自治基本条例はいわゆる枝葉の部分を入れるべきではない。公民館の話が出てきているが、公民館も数ある団体のひとつであり、これだけが論議されるべきではない。(委員)他の自治体の例では2年以上かけてやっている。今回の分科会での検討

も他の分科会の意見は全く入っていない。報告の中にはひとつの事柄に対して全く反対の意見があるが、それらをどう調整していくのか。まだまだ中間報告のレベルに達していない。再度分科会を開いた後出てきたものを議論する必要もある。一夜漬けで進めるようなことの無いようにしてもらいたい。

(座長) 私たちの任期は3月末までであるが、最終答申をまとめて提出すれば、ひとつの仕事は終わったと思っている。委嘱期間中に最大限できることをやり遂げたい。議案提出に向けての重要な部分は既に議会内で検討してきた経過がある。議員とその他の委員の間には若干認識の違いがある中でスタートしている。空中分解しないように、できるところまで進めて応えていきたいと考えている。

(委員) 中間報告は経過報告程度でよい。検討の段階から市民参加といっているが実際には市民参加がなされていない。市長部局でも実際にやって行かなくてはならないとなれば相当な検討を要すると思う。自治会でも18人の責任を持った人たちがおり、そういう人たちの意見を聴いて進めていく必要がある。議会は議会で関係する部分をまとめて中間報告にする。まだ全戸配布のレベルではない。まとまったものではないというようにしてもらいたい。自治会は市民の声を聴く一番近いところにいる。市民会議が声を掛けて意見を聴くことが大事だ。

(座長) 市民参加のとらえ方だが、議会は公募委員さんが市民参加のひとつであると考えている。中間報告が個人的意見の羅列ではかえって混乱を招く恐れがあり、ある程度まとまったところで市民の意見を聴くべきと考えている。個人的意見の羅列は分科会で整理してもらいたい。

(委員) 市民の意見をしっかり聴くべきと思っている。それは公募委員が心配することではない。生きた条例とするためには議会が対応することと思っている。作っていく過程が大切であり、中間報告は、課題の抽出の段階で行うのがよいと思っていた。中間報告をちゃんとするためには、その過程を大切にしなければならない。

(座長) 中間報告のまとめの様式は簡単なものとしたい。分科会の責任において中間報告として公表する内容を整理する。統一した様式は指定しない。今までやってきたこととこれからの計画程度に留める。他の分科会への意見・感想も出してもらい、その整理は運営会議で行い、中間報告前に第10回市民会議を開催することとしたい。

(委員) 作るプロセスを大切に、情報を共有していくことを初めに確認したはず。市民周知を行った後、市民からのフィードバックにはある程度の時間を要する。示されたスケジュールでは短かすぎる。全市民、全職員が情報を共有して検討して行かなくてはならない。このスケジュール案には疑問だ。

(委員) 説明を受けたあとに、それに対して時間をかけて論議しなくてはならない。その間に次の情報が出たら大きな問題だ。

(委員)この市民会議は議会が仕掛けたものである。公募委員が市民の意見を聴くという責任はないと思う。大事なことは市民・議会・行政が一緒のテーブルで議論するということ。このスケジュールに従って中間報告したとき、次のムーブメントがどう起こるか。新たな参加が得られるか、ちょっと待てとなるか。いずれにしても責任は全て議員にかかっている。市民が駄目というものならばできない。要は市民・議会・行政が一緒になってやっていくということが大切なこと。議会は不退転の決意で臨んでいる。

(委員)まとめる段階で少数意見を尊重することも大事だ。これだけのメンバーで議論して、一本化は無理なこと。それぞれ意見が違っている。重要な案件で意見の対立は少数意見としてまとめるべき。

お知らせ 市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田市議会事務局までお寄せ下さい。 22 - 4511 (内線2613)

第10回 市民会議記録

日 時 平成16年10月26日(火) 午後7時から午後10時

場 所 飯田市役所3階会議室

出席者 市民会議委員21人(3人欠席)、事務局3人 合計24人

会議の内容

初めに、4つの分科会ごとに「中間報告」に向けた分科会の検討内容の報告がありました。

前文的なこと、総則的なこと	報告者	福島委員
市民に関すること	報告者	北沢委員
議会に関すること	報告者	中島委員
市・行政に関すること	報告者	清水委員
住民投票に関すること	報告者	中島委員

続いて、「中間報告書(叩き台)」についての検討を行い、活発な意見交換が行われました。

出された意見や要望等は、10月28日(木)に開催される「拡大運営会議」において中間報告書(叩き台)に反映され、その後「中間報告書 - 論点整理を中心として

- 」としてまとめられて飯田市議会議長へ提出されることとなります。

なお、中間報告書の提出時期や方法などの詳細は拡大運営会議において十分議論し、分科会での再検討や全体会での確認などの作業を視野に入れながら決定していくことになりました。

出された主な意見等は以下のとおりです。

(委員) 中間報告に対する考え方の違いがあるが、ある程度重みのあるものでなくてはと思う。素案へは若干の修正でいけるくらいのものでないと。まだまだ検討不十分だが、あくまでも中間と言うことで出して良いのではないか。総論的に現状把握に留まっている。これから先の地方分権社会を捉えたものになっていない。分権分散型社会には新しい組織でないと対応できない。

(座長) この市民会議にどこまで託されているのかを考える必要がある。先走ってはいけない。中間報告にも幅がある。分科会だけでは十分議論ができていないことは確かだ。

(委員) 地域自治組織そのものがはっきり見えていない段階で、条例が出ていくことの論点整理ができていない。課題として出された意見等をはずしてしまうことには疑問がある。

(委員) 自治基本条例は自治体の運営原則を定めることが目的である。この中間報告では条例＝政策となってしまうように感じられる。法律に盛り込むことと具体的な政策は全く別のものである。条例には不変的な価値を求めることが基本。条例ではこれからの自治の在り方について、住民の近いところで住民の決定を行う分権分散型経営を盛り込むべきで、ここのところを明確に規定することが大切だ。

(座長) これからの分権分散型経営については、明文化しなくても委員全員が理解していることと考えている。

(委員) 項目を羅列しただけの所があったり、既に条文に近い所があったりして、それぞれの分科会で様式が統一されていないため、これを見る市民に分かりづらい部分がある。見る側に立った表現とすることが望ましい。

(委員) 中間報告とするには内容不足と思われるので、副題に「論点整理を中心として」としたらどうか。

(委員) この中間報告を行った後、再度中間報告をするのか。このまま条例素案に進むのか。

(座長) 中間報告は今回のみと考えている。ただ未だ最終答申の姿が見えてこない。

(委員) 自治の基本原則は、この条例の根幹をなすものなので、はずすわけには行かない。再度十分な議論をお願いしたい。

(委員) 個別意見の中に、このまま出して良いのかどうか疑問のある表現がある。もう少し整理した方がよいのでは。発言の段階はよいとしても、報告書として公開する段階ではその記述に責任を持たなくてはならない。中間報告書は今までの積み重ねで成り立っているので、個別意見はそのままでよい。

お知らせ 市民会議に関するお問い合わせやご意見・ご要望がございましたら、飯田市議会事務局までお寄せ下さい。 22 - 4511 (内線2613)